

# 四半期報告書

(第50期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

NISグループ株式会社

E 0 3 7 1 0

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【営業実績】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	7
第3 【設備の状況】 .....	9
第4 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【株価の推移】 .....	21
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】 .....	23
1 【四半期連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	40

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第50期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

【会社名】 N I S グループ株式会社

【英訳名】 NIS GROUP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者 寄岡 邦彦

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記東京本社において行っております。)

【電話番号】 (089)943—2400

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員企画管理本部長 野 尻 明 裕

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号

【電話番号】 (03)3348—2424

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員企画管理本部長 野 尻 明 裕

【縦覧に供する場所】 N I S グループ株式会社東京本社  
(東京都新宿区西新宿1丁目6番1号)  
N I S グループ株式会社調査部  
(埼玉県川口市本町4丁目1番8号)  
N I S グループ株式会社営業統括第二部名古屋営業第一課  
(名古屋市中区錦1丁目20番25号)  
N I S グループ株式会社営業統括第二部大阪営業第一課  
(大阪市中央区南船場3丁目4番26号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第50期 第1四半期連結累計(会計)期間	第49期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
営業収益 (百万円)	12,249	83,027
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	600	△17,438
四半期純利益又は当期純損 失 (△) (百万円)	549	△45,116
純資産額 (百万円)	57,736	58,763
総資産額 (百万円)	230,107	272,983
1株当たり純資産額 (円)	224.38	228.89
1株当たり四半期純利益又 は当期純損失 (△) (円)	2.29	△289.06
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	23.4	20.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	35,889	68,045
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,001	8,104
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△38,883	△92,168
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	7,560	9,552
従業員数 (名)	720	708

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第50期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### （1）連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数（名）	720
---------	-----

（注）従業員数は、当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向者を含む就業人員であります。

### （2）提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（名）	492
---------	-----

（注）従業員数は、他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【営業実績】

(1) 当社グループにおける営業実績  
事業別営業収益

区分		当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		
		金額(百万円)	構成比(%)	
総合金融 サービス 事業	営業貸付 金利息	担保付ローン	977	8.0
		事業者向ローン	1,430	11.7
		商業手形割引	1	0.0
		消費者向ローン	771	6.3
		計	3,180	26.0
	受取手数料 受取保証料 リース・割賦売上高 その他	受取手数料	52	0.4
		受取保証料	258	2.1
		リース・割賦売上高	1,054	8.6
		その他	878	7.2
		計	2,244	18.3
小計		5,424	44.3	
債権管理 回収事業	買取債権回収高	3,320	27.1	
	買取不動産売却収入	1,727	14.1	
	その他	577	4.7	
	小計	5,626	45.9	
不動産 事業	不動産売却収入	830	6.8	
	その他	320	2.6	
	小計	1,150	9.4	
その他の 事業	その他	48	0.4	
合計		12,249	100.0	

(注) 1 事業区分は、事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。  
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

事業別営業資産

区分		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		
		金額(百万円)	構成比(%)	
総合金融 サービス 事業	商業手形 及び営業 貸付金	担保付ローン	42,139	24.0
		事業者向ローン	27,258	15.6
		商業手形割引	28	0.0
		消費者向ローン	19,045	10.9
		計	88,472	50.5
	求償債権		2,851	1.6
	所有権移 転外ファ イナンス ・リース 資産	機械及び装置	233	0.1
		器具備品	1,890	1.1
		ソフトウェア	386	0.2
		その他	27	0.0
		計	2,538	1.4
	オペレーティング・リース資産		1,906	1.1
	割賦債権		3,922	2.2
	信用取引資産		2,628	1.5
その他の資産		3,501	2.1	
小計		105,821	60.4	
債権管理 回収事業	買取債権		25,712	14.7
	買取不動産		17,533	10.0
	小計		43,245	24.7
不動産 事業	販売用不動産		15,871	9.1
	仕掛販売用不動産		10,167	5.8
	小計		26,039	14.9
合計		175,107	100.0	

(注) 1 割賦債権については、割賦未実現利益を控除した額によっております。

2 上記のほか、総合金融サービス事業(信用保証事業)にかかる保証債務残高は以下のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)
	金額(百万円)
保証債務残高	28,526

(注) 保証債務残高は、債務保証損失引当金及び関係会社事業損失引当金控除後の金額を記載しております。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当社（N I Sグループ株式会社）とN I S不動産株式会社との合併

N I S不動産株式会社は、日本国内の不動産に対するプリンシパル・インベストメント事業を展開しており、当社グループが注力している不動産関連事業の中心的企業であります。当社は、グループ再編による一層の経営効率化を図るため、平成20年5月23日開催の取締役会において、連結子会社であるN I S不動産株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。また、当該合併契約は、平成20年6月24日開催の株主総会において承認されました。

合併契約の概要は、次のとおりであります。

### (1) 合併の方法

N I Sグループ株式会社を吸収合併存続会社、N I S不動産株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併。

### (2) 合併に際して発行する株式及び割当

完全子会社の吸収合併のため、吸収合併に際してN I S不動産株式会社の株主に対して、その株式に代わる金銭等の交付は行いません。

### (3) 合併の期日

平成20年7月1日

### (4) 財産の引継

N I Sグループ株式会社は平成20年3月31日現在のN I S不動産株式会社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において引継ぐ。

### (5) 吸収合併消滅会社の合併時の資産・負債の状況

資 産		負 債			
科目	金額(百万円)	科目	金額(百万円)		
流動資産		15,769	流動負債		12,583
固定資産			固定負債		5,809
有形固定資産	2		負債合計		18,392
無形固定資産	1				
投資その他の資産	2,679	2,682			
資産合計		18,452			

### (6) 吸収合併存続会社となる会社の資本金・事業の内容（当該吸収合併後）

資本金 26,289百万円

事業内容 事業者向ローン事業、消費者向ローン事業、信用保証事業、不動産事業

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、グローバルな金融資本市場の混乱が長期化する中、世界的な景気後退懸念や原油価格の高騰などにより、企業収益や個人消費が低迷するなど、景気の先行き不透明感が増してきております。

こうした状況下、当社グループは、前連結会計年度より進めてまいりました経営改革プログラムの実施を一層推進し、営業債権ポートフォリオの変革に伴う資産の圧縮、グループ会社の再編を含めた事業体制の見直しなど、更なる経営効率化に取り組んでまいりました。

当第1四半期連結会計期間における営業収益は、与信の厳格化等、引続き慎重な営業体制としたことによる、営業貸付金扱い高・営業貸付金残高の減少などにより12,249百万円となりました。営業利益は、経営改革プログラムの効果により貸倒関連費用などの販売費及び一般管理費が減少したことから1,028百万円となり、経常利益は600百万円となりました。四半期純利益は、受取補償金200百万円、投資有価証券売却益105百万円を計上したことなどにより、549百万円となりました。

事業の種類別セグメントにおける業績は以下のとおりであります。

#### 総合金融サービス事業

総合金融サービス事業につきましては、中堅中小企業に対する有担保ローン・無担保ローン及びリース・割賦等の金融サービスを中心に展開しております。この他、経営環境の変化に柔軟に対応すべく、信用保証事業及び投資銀行業務等を推進いたしました。

営業収益は5,424百万円、営業損失は206百万円となりました。

#### 債権管理回収事業

債権管理回収事業につきましては、引き続き慎重な投資判断とコンプライアンスを重視した回収業務の推進、また不動産関連業務、再生支援業務等の強化に努めました。

営業収益は5,626百万円、営業利益は734百万円となりました。

#### 不動産事業

不動産事業につきましては、保有資産のバリューアップと投資効率の向上に努めました。

営業収益は1,150百万円、営業利益は651百万円となりました。

#### その他の事業

その他の事業につきましては、事業者支援事業等を行っており、営業収益は48百万円、営業損失は55百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ商業手形及び営業貸付金が36,073百万円、買取債権が3,064百万円それぞれ減少したことなどにより、42,876百万円（15.7%）減少の230,107百万円となりました。

負債につきましては、営業資産の減少に伴い短期・長期有利子負債の合計が39,459百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ41,849百万円（19.5%）減少の172,370百万円となりました。

純資産につきましては、四半期純利益の計上により利益剰余金が549百万円増加したものの、為替換算調整勘定及びその他有価証券評価差額金の減少により評価・換算差額等が1,630百万円減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ1,027百万円（1.7%）減少の57,736百万円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,992百万円減少し7,560百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、35,889百万円の増加となりました。

これは、税金等調整前四半期純利益が771百万円となったことに加え、営業貸付金の純減少による資金の増加が31,716百万円、買取債権の純減少による資金の増加が2,473百万円となったことなどによるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1,001百万円の増加となりました。

これは、主に投資有価証券の取得及び売却による資金の減少が636百万円となったものの、関係会社貸付金の回収による収入が1,714百万円となったことなどによるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、38,883百万円の減少となりました。

これは、主に有利子負債の純減少による資金の減少が39,459百万円となったことなどによるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

##### (1) 主要な設備の新設等

自社で使用する資産

前連結会計年度末に計画していた主要な設備の新設等のうち、当第1四半期連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	内容 (セグメント)	投資額 (百万円)	完了年月
N I Sグループ(株)	東京本社設備導入等 (総合金融サービス事業)	9	平成20年6月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した主要な設備の新設等はありません。

リース資産

前連結会計年度末に計画していたリース資産の設備投資のうち、当第1四半期連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	内容 (セグメント)	投資額 (百万円)
N I Sリース(株)	リース資産 (総合金融サービス事業)	124

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当第1四半期連結会計期間において、リース資産の設備投資に重要な変更はありません。

##### (2) 主要な設備の除却等

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の主要な設備の除却等はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した主要な設備の除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	384,000,000
計	384,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	245,894,350	245,894,350	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	245,894,350	245,894,350	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 当社は平成20年8月4日付で、ニューヨーク証券取引所における上場を自主的に廃止しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権  
株主総会の特別決議日（平成17年6月22日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	12,400個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	248,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,160円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～平成20年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,160円 資本組入額 580円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社の取締役、監査役、顧問、嘱託及び従業員（他社に出向している当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社の社員及び他社から当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社に出向している社員を含む。）、取引先の取締役、監査役及び従業員のうち当社取締役会が認めた者であることを要する。当社取締役会が認めた取引先であった者については、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の付与を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月22日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	3,050個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	61,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,620円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,620円 資本組入額 1,310円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社の取締役、監査役、顧問、嘱託及び従業員（他社に出向している当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社の社員及び他社から当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社に出向している社員を含む。）、取引先の取締役、監査役及び従業員のうち当社取締役会が認めた者であることを要する。当社取締役会が認めた取引先であった者については、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の付与を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

会社法に基づき発行した新株予約権  
臨時株主総会の特別決議日（平成20年2月18日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	87,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,750,000株 (1) 本新株予約権1個の行使により当社が交付する当社普通株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。 (2) ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、各本新株予約権につき、割当株式数は、調整直前の行使価額に調整直前の本新株予約権1個の行使により当社が交付する割当株式数を乗じて得られる数を、調整後の行使価額で除して得られる数に調整されるものとする。 (3) 前号に基づく割当株式数の調整の結果生ずる1株未満の端数が生じたときは、会社法第283条に定める方法によりこれを取り扱う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個につき、行使価額(ただし、後記「3.行使価額の調整」によって調整された場合は調整後の行使価額とする。)に割当株式数を乗じた額とし、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が交付する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初、200円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、行使がなされた日の前日(当日を含む。)までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(売り気配値及び買い気配値の平均値(ただし、それぞれ複数ある場合は、それぞれの平均の平均値とする。))を含む。)の平均値が当初行使価額(ただし、後記「3.行使価額の調整」による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。)を下回る場合は、当初行使価額(ただし、後記「3.行使価額の調整」による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。)に0.9を乗じた金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)とする(なお、当該5連続取引日に後記「3.行使価額の調整」で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当該当初行使価額に0.9を乗じた金額は、当社取締役会が決議した要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。)。なお、行使価額は後記「3.行使価額の調整」に定めるところに従い調整されることがある。 2. 行使価額の修正 本新株予約権の行使価額の修正は行わない。

第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
<p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日の営業開始時において有効な行使価額}}{\text{当該株式分割又は株式併合の直前の既発行普通株式の数}} \times \text{当該株式分割又は株式併合の直後の既発行普通株式の数}$ <p>かかる行使価額の調整は、当該株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」において、「普通株式」とは、ある時点における当社の普通株式及び再編対象会社（別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定義する。）の普通株式をいう。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」において、「既発行普通株式」とは、当社の発行済みでかつ残存する普通株式（日本法の下で、当社が自己株式として保有する当社普通株式を含む。）の数から、当社が自己株式として保有する普通株式の数を控除した数の株式をいう。</p> <p>(2) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が、既発行普通株式を有する全ての株主に対し、(x)当社普通株式の新規発行又は(y)当社が自己株式として保有する当社普通株式の処分のいずれかにより当社の普通株式無償割当てを行う場合（ただし、本「3. 行使価額の調整」第(3)号に定める証券、権利又は新株予約権の転換、交換又は行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該調整の効力発生日の営業開始時において有効な行使価額}}{\text{既発行普通株式の数} + \frac{\text{当該株式無償割当てにより割り当てられる普通株式の総数}}{\text{既発行普通株式の数}}}$ <p>本「3. 行使価額の調整」第(2)号の算式で使用する既発行普通株式の数は、当社が当該無償割当てを受ける株主を決めるための基準日を定める場合は、かかる基準日（その他のあらゆる場合は調整後行使価額が有効となる日の1ヶ月前の日）における既発行普通株式の数とする。かかる行使価額の調整は、当該無償割当てを受ける株主を決めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」第(2)号に該当する割当てが決定されたが行われなかった場合、行使価額は、当該無償割当ての決定が行われていなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。</p>	<p>調整後行使価額 = <math>\frac{\text{当該調整の効力発生日の営業開始時において有効な行使価額}}{\text{既発行普通株式の数} + \frac{\text{当該株式無償割当てにより割り当てられる普通株式の総数}}{\text{既発行普通株式の数}}}</math></p>

第1四半期会計期間末現在  
(平成20年6月30日)

(3) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が、既発行普通株式を有する全ての株主に対し、調整後行使価額の効力発生日における時価を下回る1株当たりの価格をもって、当社より、普通株式(本「3.行使価額の調整」第(2)号が適用される普通株式無償割当てを除く。)又は普通株式に転換若しくは交換可能な証券、権利若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を取得する権利を与える証券、権利若しくは新株予約権の付与を行う場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整後行使価額の効力発生日の営業開始時における行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式の数} + \frac{\text{発行又は処分される普通株式数}}{1 \text{株当たりの価格}}}{\text{既発行普通株式の数} + \text{発行又は処分される普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式の数} + \text{発行又は処分される普通株式数}}$$

かかる行使価額の調整は、当該付与を受ける株主を決めるための基準日の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。ただし、当該付与のための基準日を定めない場合、当該調整は、(i)当該株式の払込期日若しくは払込期間の最終日の、又は(ii)株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合はそれらの効力発生日の、それぞれの日の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。調整後の行使価額は、発行又は処分される証券、権利又は新株予約権の全てが(i)当初の転換価額で転換され、(ii)当初の交換価額で交換され、又は(iii)当初の行使価額で行使されたものとみなして(その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合、当該証券、権利又は新株予約権の全てが(i)当初の転換価額で転換され、(ii)当初の交換価額で交換され、又は(iii)当初の行使価額で行使されたものとみなして)上記の算式に従い算出する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が前の段落に定める当該調整の効力発生日において確定できない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている証券、権利又は新株予約権の全てが当該対価の確定日におけるそれらの条件に従い転換、交換又は行使されたものとみなして(その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合、当該証券、権利又は新株予約権の全てが(i)当初の転換価額で転換され、(ii)当初の交換価額で交換され、又は(iii)当初の行使価額で行使されたものとみなして)上記の算式を準用して算出する(この場合、行使価額の調整は、当該対価の決定日の翌日の営業開始直後より有効とする。))。

本「3.行使価額の調整」第(3)号の算式で使用する既発行普通株式の数は、当社が当該募集、発行又は処分において割当てを受ける権利を受ける株主を決めるための基準日を定める場合は、かかる基準日(その他のあらゆる場合は調整後行使価額が有効となる日の1ヶ月前の日)における既発行普通株式の数とする。当該証券、権利又は新株予約権の付与が決定されたが発行日又は効力発生日において発行又は交付されなかった場合、行使価額は、当該付与が決定されなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
	<p>本「3.行使価額の調整」第(3)号に限り、「1株当たりの価格」とは、次の算式によって計算される金額とする。</p> $(A - B) \div C$ <p>「A」は、当該証券、権利又は新株予約権の付与を受けた者が当該証券、権利又は新株予約権を取得するため当社に対して払い込む金額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される金額を加えた額とする。また、その証券、権利又は新株予約権が、普通株式を取得するための行使が可能で証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合には、その証券、権利又は新株予約権の行使に際して出資される金額を加えた額とする。）とする。</p> <p>「B」は、当該証券、権利又は新株予約権の転換、交換又は行使の際にその保有者に交付される金銭の金額及びその他の財産（普通株式を除く。）の価額（当社取締役会によって合理的に誠実に決定される価額とする。）（その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合には、それらの転換、交換又は行使に際して交付される金銭の金額及び当該その他の財産の価額を加えた額とする。）とする。</p> <p>「C」は、付与された当該証券、権利又は新株予約権の当初の転換価額での転換、当初の交換価額での交換又は当初の行使価額での行使の際に取得される普通株式の数（その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合、当該証券、権利又は新株予約権の当初の転換価額での転換、当初の交換価額での交換又は当初の行使価額での行使の際に取得される普通株式の数を加えた数とする。）とする。</p> <p>本「3.行使価額の調整」において、「時価」とは、ある日につき、その日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日における普通株式1株当たりの売買価格の平均をいう。この場合、円位未満少数第2位を四捨五入するものとする。</p> <p>本「3.行使価額の調整」において、普通株式の「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業を行っている日をいう。</p> <p>本「3.行使価額の調整」において、ある日の普通株式の「売買価格」とは、その日の株式会社東京証券取引所（その時点で普通株式が株式会社東京証券取引所に上場されていない場合は、普通株式がその時点で上場されている日本の他の主要な金融商品取引所）の普通取引における1株当たりの最終売買価格（かかる最終売買価格がない場合は気配表示（売り気配値及び買い気配値の平均値（ただし、それぞれ複数ある場合は、それぞれの平均の平均値とする。）））をいう。かかる相場がない場合には、売買価格は当社取締役会によって誠実に決定されるものとする。</p>

第1四半期会計期間末現在  
(平成20年6月30日)

(4) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が既発行普通株式を有する全ての株主に対して、当社の何らかの種類の対象株式（「3.行使価額の調整」第(2)号が適用される株式無償割当てを除く。）、債務証券又は資産（証券を含むが、「3.行使価額の調整」第(3)号に定める証券、権利又は新株予約権を除く。）の配当、分配又は割当てを行う場合（(x)専ら現金による、又は(y)「3.行使価額の調整」第(2)号に定める配当、分配又は割当てを除く。）（上記対象株式、債務証券又は資産を、本「3.行使価額の調整」において、以下「分配証券」という。）、次の算式により行使価額を減額する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該配当、分配又は割当ての基準日に有効な行使価額} \times \text{当該基準日における時価}}{\text{当該基準日における時価} - \frac{\text{分配証券の公正な市場価値の総額}}{\text{当該基準日における既発行普通株式の数}}}$$

かかる行使価額の減額は、当該配当、分配又は割当てのための基準日の翌日の営業開始直後より有効とする。

本「3.行使価額の調整」第(4)号に該当する配当、分配又は割当てが決定されたが行われなかった場合、行使価額は、当該配当、分配又は割当てが決定されなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。

「対象株式」とは、何らかの会社における、全ての株式、新株予約権、及び当該会社における何らかの種類の株式に転換、交換又は行使可能な権利をいう。

(5) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が既発行普通株式を有する全ての株主に対して金銭による配当を行う場合（ただし、「3.行使価額の調整」第(4)号に定める分配の一部として分配される場合、又は当社の組織再編行為（別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定義する。）に際して分配される場合を除く。）であって、(i)当該配当金額、(ii)当該配当の効力発生日に先立つ12ヶ月間において行われた当社普通株式を有する全ての株主に対する現金のみによる配当の金額（ただし、本「3.行使価額の調整」第(5)号による調整の対象となったものを除く。）、及び(iii)当該配当の効力発生日に先立つ12ヶ月間において行われた公開買付けの方法による、当社普通株式である自己株式の当社による取得の対価となった、金銭及びそれ以外の対価の公正な市場価値（当該公正な市場価値は、当社取締役会により誠実に決定され、当該取締役会の決議により定められる価値とする。）（ただし、「3.行使価額の調整」第(6)号による調整の対象となったものを除く。）の合計額の総額が、(1)当該配当のための基準日における時価に(2)当該基準日における既発行普通株式の数を乗じて得られる金額の10%を超える場合（当該超過部分の金額を、本「3.行使価額の調整」において、以下「超過金額」という。）、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該基準日の日本における営業終了直前に有効な行使価額} \times \text{当該基準日における時価}}{\text{当該基準日における時価} - \frac{\text{超過金額}}{\text{当該基準日における既発行普通株式の数}}}$$

かかる行使価額の調整は、当該配当のための基準日の日本における営業終了直後より有効とする。

		第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
	<p>(6) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が当社普通株式について、公開買付けにより取得する場合であって、(i)当該公開買付けに従って当該株式(本「3.行使価額の調整」において、以下「買付株式」という。)の取得のために支払われるべき対価の公正な市場価値(当社取締役会により誠実に決定され、当該取締役会の決議により定められる価値とする。)、(ii)買付期間最終時点(以下に定義する。)に先立つ12ヶ月間において行われた当社による公開買付けの方法による、当社普通株式の当社による取得の対価となった金銭及び当社によって支払われるそれ以外の対価の公正な市場価値(当該公正な市場価値は、当社取締役会により誠実に決定され、当該取締役会の決議により定められる価値とする。)(ただし、本「3.行使価額の調整」第(6)号による調整の対象となったものを除く。)の合計額、及び(iii)買付期間最終時点に先立つ12ヶ月間において行われた既発行普通株式を有する全ての株主に対する現金のみによる配当の総額(ただし、「3.行使価額の調整」第(5)号による調整の対象となったものを除く。)の合計額が、(1)当該公開買付けの買付期間の最終の時点(変更されることがあり、その場合には変更後の時点とする。)(本「3.行使価額の調整」において、以下「買付期間最終時点」という。)における時価に(2)買付期間最終時点における既発行普通株式(買付株式を含む。)の数を乗じた金額の10%を超える場合、次の算式により行使価額を調整する。</p> $  \begin{array}{r}  \text{買付期間最終時点} \\  \text{の属する} \\  \text{日の日本} \\  \text{における} \\  \text{営業終了} \\  \text{直前にお} \\  \text{ける有効} \\  \text{な行使価} \\  \text{額} \\  \text{調整後} \\  \text{行使価} \\  \text{額} \\  = \\  \times \\  \text{買付株式の} \\  \text{受領に基づ} \\  \text{き株主に支} \\  \text{払われるべ} \\  \text{き対価の総} \\  \text{額の公正な} \\  \text{市場価値} \\  \\  \times \\  \begin{array}{r}  \text{買付期間} \\  \text{最終時点} \\  \text{における} \\  \text{既発行普} \\  \text{通株式} \\  \text{(買付株} \\  \text{式を除} \\  \text{く。)の} \\  \text{数} \\  \\  \times \\  \begin{array}{r}  \text{買付期間最} \\  \text{終時点の翌} \\  \text{取引日にお} \\  \text{ける当社普} \\  \text{通株式の時} \\  \text{価} \\  \\  \times \\  \begin{array}{r}  \text{買付期間最} \\  \text{終時点の翌} \\  \text{取引日にお} \\  \text{ける当社普} \\  \text{通株式の時} \\  \text{価}  \end{array}  \end{array}  \end{array}  $ <p>かかる行使価額の減額(もしあれば)は、買付期間最終時点の翌営業日の営業開始直後より有効とする。</p> <p>当該公開買付けに従って当社が株式の買付けを義務付けられたが、適用法令によりかかる買付けが将来の時点を含めて有効にならない場合又はかかる買付けの全てが撤回された場合、行使価額は、当該公開買付けが行われなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。</p> <p>本「3.行使価額の調整」第(6)号が公開買付けに適用されることにより、行使価額が増額されることとなる場合、当該公開買付けを理由とする本「3.行使価額の調整」第(6)号に基づく調整は行われぬ。</p>		

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
	(7) 「3.行使価額の調整」第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号、第(5)号、第(6)号又は本第(7)号の算式の計算については、円位未満小数第2位を四捨五入する。「3.行使価額の調整」第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号又は第(5)号の各取引において、当該各取引のために当社普通株式を有する株主を決める基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他の当社の機関の承認を条件としているときには、「3.行使価額の調整」第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号又は第(5)号にかかわらず、行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを調整するものとする(以下「遡及的調整」という。) この場合において、当該取引のため当社普通株式を有する株主を決めるために設定された基準日からかかる取引の承認があった日までに、本新株予約権の行使をした者に対しては、(x)かかる本新株予約権の行使の日に当該遡及的調整がなされていたとすれば、かかる行使によりその者が取得していたであろう当社普通株式数から、(y)かかる行使によりその者が既に取得している当社普通株式の数を控除した数の当社普通株式を追加で交付するものとする。この場合に端数を生じたときは、会社法第283条に定める方法によりこれを取り扱う。
新株予約権の行使期間	平成20年2月20日～平成27年2月20日午後5時
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 200円 資本組入額 100円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要しないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、新設合併若しくは吸収合併(以下、「合併」と総称する。)(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権で、下記「ないし」に定める内容のものをそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式の数」の(1)ないし(3)に準じて決定する。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額            交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間            別記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項            別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限            譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要しない。</p> <p>新株予約権の取得条項            定めない。</p>

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	245,894	—	26,289	—	28,586

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

### 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,276,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 238,274,100	2,382,741	—
単元未満株式	普通株式 1,343,650	—	—
発行済株式総数	245,894,350	—	—
総株主の議決権	—	2,382,741	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が35,300株(議決権353個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式13株が含まれています。

### 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) N I S グループ(株)	愛媛県松山市千舟町 5丁目7番地6	6,276,600	—	6,276,600	2.55
計	—	6,276,600	—	6,276,600	2.55

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	220	244	210
最低(円)	151	193	155

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役兼執行役員 (投資銀行・営業本部副本部長兼不動産事業部門長兼不動産部長)	常務取締役兼執行役員 (投資銀行・営業本部副本部長兼不動産事業部門長)	清水 克敏	平成20年7月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
流動資産				
現金及び預金	※3	10,748	※3	11,652
商業手形及び営業貸付金	※3, ※4, ※6, ※7, ※8	88,472	※3, ※4, ※6, ※7, ※8	124,545
求償債権		2,851		2,043
割賦債権		5,148		5,522
買取債権	※3	25,712	※3	28,777
買取不動産	※3	17,533	※3	19,145
販売用不動産	※3	15,871	※3	15,902
仕掛販売用不動産	※3	10,167	※3	9,910
信用取引資産		2,628		2,554
その他	※2	12,901	※2	15,273
貸倒引当金		△15,808		△18,901
流動資産合計		176,227		216,425
固定資産				
有形固定資産	※1, ※3	5,992	※1, ※3	6,466
無形固定資産		1,727		1,933
投資その他の資産				
投資有価証券	※3	30,013	※3	31,358
その他	※7	27,144	※7	26,873
貸倒引当金		△11,344		△10,440
投資その他の資産合計		45,813		47,791
固定資産合計		53,534		56,191
繰延資産		345		367
資産合計		230,107		272,983

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	424	284
短期借入金	※3, ※8 20,784	※3, ※8 24,944
1年内返済予定の長期借入金	※3, ※8 49,084	※3, ※8 63,168
1年内償還予定の社債	20,030	27,530
信用取引負債	※3 2,334	※3 1,885
未払法人税等	1,818	2,529
引当金	1,644	1,553
その他	※6 5,550	※6 6,317
流動負債合計	101,671	128,213
固定負債		
社債	30,230	30,230
長期借入金	※3, ※8 22,962	※3, ※8 28,426
債権信託見合債務	※3 1,934	※3 10,185
利息返還損失引当金	10,077	10,766
関係会社事業損失引当金	5,240	5,850
その他の引当金	27	324
その他	158	154
固定負債合計	70,630	85,938
特別法上の準備金		
証券取引責任準備金	68	68
特別法上の準備金合計	68	68
負債合計	172,370	214,219
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	26,289	26,289
資本剰余金	30,180	30,180
利益剰余金	2,629	2,080
自己株式	△3,892	△3,892
株主資本合計	55,206	54,658
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△703	73
繰延ヘッジ損益	△0	△0
為替換算調整勘定	△737	116
評価・換算差額等合計	△1,441	189
新株予約権	101	102
少数株主持分	3,870	3,814
純資産合計	57,736	58,763
負債純資産合計	230,107	272,983

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業収益	12,249
営業費用	6,517
営業総利益	5,732
販売費及び一般管理費	※1 4,704
営業利益	1,028
営業外収益	
受取利息	39
受取配当金	25
受取保証料	152
その他	68
営業外収益合計	285
営業外費用	
支払利息	575
持分法による投資損失	65
投資事業組合運用損	34
その他	37
営業外費用合計	713
経常利益	600
特別利益	
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	105
受取補償金	200
その他	2
特別利益合計	310
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	9
減損損失	64
投資有価証券評価損	31
その他	33
特別損失合計	139
税金等調整前四半期純利益	771
法人税、住民税及び事業税	104
法人税等調整額	37
法人税等合計	141
少数株主利益	80
四半期純利益	549

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	771
減価償却費	540
減損損失	64
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,189
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△689
関係会社事業損失引当金の増減額 (△は減少)	△609
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△205
受取利息及び受取配当金	△129
支払利息	1,293
固定資産除売却損益 (△は益)	7
投資有価証券売却損益 (△は益)	△105
投資有価証券評価損益 (△は益)	31
貸倒償却額	3,201
未収営業貸付金利息の増減額 (△は増加)	81
未経過営業貸付金利息の増減額 (△は減少)	△4
その他	△682
小計	1,376
利息及び配当金の受取額	106
利息の支払額	△1,608
法人税等の支払額	△920
小計	△1,045
営業貸付金の増減額 (△は増加)	31,716
買取債権の増減額 (△は増加)	2,473
買取不動産の増減額 (△は増加)	1,609
リース資産の取得による支出	△138
割賦債権の増減額 (△は増加)	326
販売用不動産及び仕掛販売用不動産の増減額 (△は増加)	△151
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	1,100
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,889

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△450
有形固定資産の取得による支出	△21
有形固定資産の売却による収入	18
無形固定資産の取得による支出	△16
投資有価証券の取得による支出	△1,839
投資有価証券の売却による収入	1,203
その他の関係会社有価証券の償還による収入	369
関係会社貸付金の回収による収入	1,714
その他	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,001
財務活動によるキャッシュ・フロー	
制限付預金の預入による支出	△638
短期借入れによる収入	7,400
短期借入金の返済による支出	△11,560
長期借入れによる収入	3,238
長期借入金の返済による支出	△22,787
社債の償還による支出	△7,500
債権信託見合債務の減少額	△8,250
その他	1,214
財務活動によるキャッシュ・フロー	△38,883
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,992
現金及び現金同等物の期首残高	9,552
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 7,560

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	<b>連結の範囲の変更</b> 有限責任中間法人SC-AM等4社は、当第1四半期連結会計期間において清算終了したため連結の範囲から除外しております。
2	<b>会計方針の変更</b> (金融費用を営業費用と営業外費用に区分する基準の変更) 総合金融サービス事業を行う提出会社及び連結子会社におきましては、従来、借入等に係る金融費用を、当該借入等の目的が明らかに営業取引に対応していない場合を除き、営業費用として計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、総資産を総合金融サービス事業に係る営業資産とそれ以外の資産に区分し、当該資産残高を基準として、営業資産に対応する金融費用を営業費用に、それ以外の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上する方法に変更しております。 この変更は、営業貸付金を始めとする総合金融サービス事業に係る営業資産が近時減少傾向にあるため、同事業を行う提出会社等が調達した資金のうち、関係会社貸付金等を通じて間接的に債権管理回収事業・不動産事業等の営業資産に投下される資金の比率の高まりが顕著となってきたこと並びに提出会社におけるファイナンスへの転換・強化の方針決定により、その傾向は今後も継続することが見込まれることから、費用収益を適切に対応させ、段階損益をより適正に表示することを目的に行うものであります。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、「営業費用」は308百万円減少し、「営業総利益」、「営業利益」及び「営業外費用」はそれぞれ同額増加しておりますが、「経常利益」及び「税金等調整前四半期純利益」に与える影響はありません。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

## 【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	<b>繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</b> 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

## 【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																																
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">3,933百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">3,739百万円</p>																																																																
<p>※2</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">営業投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,172百万円</td> </tr> <tr> <td>未収営業貸付金利息</td> <td style="text-align: right;">521</td> </tr> <tr> <td>その他の営業債権</td> <td style="text-align: right;">1,827</td> </tr> <tr> <td>その他のたな卸資産</td> <td style="text-align: right;">329</td> </tr> </table>	営業投資有価証券	1,172百万円	未収営業貸付金利息	521	その他の営業債権	1,827	その他のたな卸資産	329	<p>※2</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">営業投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">2,292百万円</td> </tr> <tr> <td>未収営業貸付金利息</td> <td style="text-align: right;">602</td> </tr> <tr> <td>その他の営業債権</td> <td style="text-align: right;">1,837</td> </tr> <tr> <td>その他のたな卸資産</td> <td style="text-align: right;">197</td> </tr> </table>	営業投資有価証券	2,292百万円	未収営業貸付金利息	602	その他の営業債権	1,837	その他のたな卸資産	197																																																
営業投資有価証券	1,172百万円																																																																
未収営業貸付金利息	521																																																																
その他の営業債権	1,827																																																																
その他のたな卸資産	329																																																																
営業投資有価証券	2,292百万円																																																																
未収営業貸付金利息	602																																																																
その他の営業債権	1,837																																																																
その他のたな卸資産	197																																																																
<p>※3 担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。</p> <p>(イ) 担保に供している資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">2,638百万円</td></tr> <tr><td>商業手形及び営業貸付金</td><td style="text-align: right;">25,752</td></tr> <tr><td>買取債権</td><td style="text-align: right;">9,530</td></tr> <tr><td>買取不動産</td><td style="text-align: right;">13,679</td></tr> <tr><td>販売用不動産</td><td style="text-align: right;">13,634</td></tr> <tr><td>仕掛販売用不動産</td><td style="text-align: right;">1,230</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">371</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">1,247</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">3,538</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">71,622</td></tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 上記に対する債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>短期借入金</td><td style="text-align: right;">16,332百万円</td></tr> <tr><td>一年内返済予定の長期借入金</td><td style="text-align: right;">25,617</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td style="text-align: right;">8,231</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">50,181</td></tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、商業手形及び営業貸付金11,696百万円について、真正譲渡にて信託銀行に信託されており、その信託受益権のうち優先受益権1,934百万円を真正譲渡にて第三者に売却することで資金調達を行っております。当該優先受益権の転売にあたって提出会社に選択権が留保されているため、四半期連結財務諸表上では当該債権の消滅を認識しておりませんが、これ以外には提出会社による信託債権及び優先受益権に対する支配はありません。なお、売却代金については、債権信託見合債務として認識しております。</p> <p>また、信用取引借入金1,747百万円の担保として自己融資見返り株券102百万円及び受入保証金代用有価証券829百万円を差入っております。</p>	科目	金額	現金及び預金	2,638百万円	商業手形及び営業貸付金	25,752	買取債権	9,530	買取不動産	13,679	販売用不動産	13,634	仕掛販売用不動産	1,230	建物及び構築物	371	土地	1,247	投資有価証券	3,538	計	71,622	科目	金額	短期借入金	16,332百万円	一年内返済予定の長期借入金	25,617	長期借入金	8,231	計	50,181	<p>※3 担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。</p> <p>(イ) 担保に供している資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">2,000百万円</td></tr> <tr><td>商業手形及び営業貸付金</td><td style="text-align: right;">40,408</td></tr> <tr><td>買取債権</td><td style="text-align: right;">8,229</td></tr> <tr><td>買取不動産</td><td style="text-align: right;">15,213</td></tr> <tr><td>販売用不動産</td><td style="text-align: right;">11,519</td></tr> <tr><td>仕掛販売用不動産</td><td style="text-align: right;">1,230</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">376</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">1,247</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">2,619</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">82,843</td></tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 上記に対する債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>短期借入金</td><td style="text-align: right;">13,024百万円</td></tr> <tr><td>一年内返済予定の長期借入金</td><td style="text-align: right;">32,868</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td style="text-align: right;">9,470</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">55,363</td></tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、商業手形及び営業貸付金23,709百万円について、真正譲渡にて信託銀行に信託されており、その信託受益権のうち優先受益権10,185百万円を真正譲渡にて第三者に売却することで資金調達を行っております。当該優先受益権の転売にあたって提出会社に選択権が留保されているため、連結財務諸表上では当該債権の消滅を認識しておりませんが、これ以外には提出会社による信託債権及び優先受益権に対する支配はありません。なお、売却代金については、債権信託見合債務として認識しております。</p> <p>また、信用取引借入金1,585百万円の担保として自己融資見返り株券102百万円及び受入保証金代用有価証券704百万円を差入っております。</p>	科目	金額	現金及び預金	2,000百万円	商業手形及び営業貸付金	40,408	買取債権	8,229	買取不動産	15,213	販売用不動産	11,519	仕掛販売用不動産	1,230	建物及び構築物	376	土地	1,247	投資有価証券	2,619	計	82,843	科目	金額	短期借入金	13,024百万円	一年内返済予定の長期借入金	32,868	長期借入金	9,470	計	55,363
科目	金額																																																																
現金及び預金	2,638百万円																																																																
商業手形及び営業貸付金	25,752																																																																
買取債権	9,530																																																																
買取不動産	13,679																																																																
販売用不動産	13,634																																																																
仕掛販売用不動産	1,230																																																																
建物及び構築物	371																																																																
土地	1,247																																																																
投資有価証券	3,538																																																																
計	71,622																																																																
科目	金額																																																																
短期借入金	16,332百万円																																																																
一年内返済予定の長期借入金	25,617																																																																
長期借入金	8,231																																																																
計	50,181																																																																
科目	金額																																																																
現金及び預金	2,000百万円																																																																
商業手形及び営業貸付金	40,408																																																																
買取債権	8,229																																																																
買取不動産	15,213																																																																
販売用不動産	11,519																																																																
仕掛販売用不動産	1,230																																																																
建物及び構築物	376																																																																
土地	1,247																																																																
投資有価証券	2,619																																																																
計	82,843																																																																
科目	金額																																																																
短期借入金	13,024百万円																																																																
一年内返済予定の長期借入金	32,868																																																																
長期借入金	9,470																																																																
計	55,363																																																																
<p>※4 個人向無担保貸付金1,008百万円を含んでおります。</p>	<p>※4 個人向無担保貸付金1,227百万円を含んでおります。</p>																																																																
<p>※5 偶発債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">保証業務に係る保証債務残高</td> <td style="text-align: right;">25,431百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社の貸付債権に対する保証債務残高(当該貸付債権の譲渡先に対する保証債務を含む。)</td> <td style="text-align: right;">3,095</td> </tr> <tr> <td>関係会社の借入に対する保証債務残高</td> <td style="text-align: right;">2,228</td> </tr> </table> <p>上記のほか、(株)アプレックが平成20年3月3日までに貸付けた実績のある顧客からの利息返還請求に関し平成25年2月28日まで、提出会社は同社に対し利息返還損失の全額を補償することとなっております。保証債務の額を算定することは困難ですが、当該補償に係る当第1四半期連結会計期間末における損失負担見込額1,193百万円は、関係会社事業損失引当金に含めて計上しております。</p>	保証業務に係る保証債務残高	25,431百万円	関係会社の貸付債権に対する保証債務残高(当該貸付債権の譲渡先に対する保証債務を含む。)	3,095	関係会社の借入に対する保証債務残高	2,228	<p>※5 偶発債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">保証業務に係る保証債務残高</td> <td style="text-align: right;">13,095百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社の貸付債権に対する保証債務残高</td> <td style="text-align: right;">3,302</td> </tr> <tr> <td>関係会社の借入に対する保証債務残高</td> <td style="text-align: right;">3,170</td> </tr> </table> <p>上記のほか、(株)アプレックが平成20年3月3日までに貸付けた実績のある顧客からの利息返還請求に関し平成25年2月28日まで、提出会社は同社に対し利息返還損失の全額を補償することとなっております。保証債務の額を算定することは困難ですが、当該補償に係る当連結会計年度末における損失負担見込額1,266百万円は、関係会社事業損失引当金に含めて計上しております。</p>	保証業務に係る保証債務残高	13,095百万円	関係会社の貸付債権に対する保証債務残高	3,302	関係会社の借入に対する保証債務残高	3,170																																																				
保証業務に係る保証債務残高	25,431百万円																																																																
関係会社の貸付債権に対する保証債務残高(当該貸付債権の譲渡先に対する保証債務を含む。)	3,095																																																																
関係会社の借入に対する保証債務残高	2,228																																																																
保証業務に係る保証債務残高	13,095百万円																																																																
関係会社の貸付債権に対する保証債務残高	3,302																																																																
関係会社の借入に対する保証債務残高	3,170																																																																
<p>※6 商業手形裏書譲渡高</p> <p style="text-align: right;">26百万円</p>	<p>※6 商業手形裏書譲渡高</p> <p style="text-align: right;">49百万円</p>																																																																

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
※7 不良債権の状況		※7 不良債権の状況	
	金額		金額
破綻先債権	1,605百万円	破綻先債権	1,819百万円
延滞債権	16,987	延滞債権	14,870
3カ月以上延滞債権	—	3カ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	13,861	貸出条件緩和債権	17,267
計	32,454	計	33,956
(注)		(注)	
(1) 破綻先債権		(1) 破綻先債権	
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下、「未収利息不計上貸付金」)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金		同左	
(2) 延滞債権		(2) 延滞債権	
未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金		同左	
(3) 3カ月以上延滞債権		(3) 3カ月以上延滞債権	
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているもので破綻先債権及び延滞債権を除く貸付金		同左	
(4) 貸出条件緩和債権		(4) 貸出条件緩和債権	
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く貸付金		同左	

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>※8 当座貸越契約、貸出コミットメント契約及び営業貸付金に係るコミットメントライン契約</p> <p>(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 提出会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行数行とシンジケートローン契約、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="223 459 774 616"> <tr> <td>シンジケートローン極度額、当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">3,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行額</td> <td style="text-align: right;">△3,500百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 営業貸付金に係るコミットメントライン契約 提出会社は、主要事業である総合金融サービス事業において一部の顧客との間に限度借入契約を締結しており、利用限度額（提出会社が与信した額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっております。同契約に係る融資未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="223 817 774 929"> <tr> <td>限度借入契約総額</td> <td style="text-align: right;">17,974百万円</td> </tr> <tr> <td>営業貸付金残高</td> <td style="text-align: right;">△17,520百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">453百万円</td> </tr> </table> <p>なお、このうちには残高のない顧客に対する融資未実行残高が233百万円含まれております。 また、同契約は融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも提出会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。 同契約には、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止又は利用限度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。 また、契約後も定期的に契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	シンジケートローン極度額、当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500百万円	借入実行額	△3,500百万円	融資未実行残高	一百万円	限度借入契約総額	17,974百万円	営業貸付金残高	△17,520百万円	融資未実行残高	453百万円	<p>※8 当座貸越契約、貸出コミットメント契約及び営業貸付金に係るコミットメントライン契約</p> <p>(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 提出会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行数行とシンジケートローン契約、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="853 459 1404 616"> <tr> <td>シンジケートローン極度額、当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,200百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行額</td> <td style="text-align: right;">△5,200百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 営業貸付金に係るコミットメントライン契約 提出会社は、主要事業である総合金融サービス事業において一部の顧客との間に限度借入契約を締結しており、利用限度額（提出会社が与信した額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっております。同契約に係る融資未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="853 817 1404 929"> <tr> <td>限度借入契約総額</td> <td style="text-align: right;">19,499百万円</td> </tr> <tr> <td>営業貸付金残高</td> <td style="text-align: right;">△18,710百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">788百万円</td> </tr> </table> <p>なお、このうちには残高のない顧客に対する融資未実行残高が698百万円含まれております。 また、同契約は融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも提出会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。 同契約には、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止又は利用限度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。 また、契約後も定期的に契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	シンジケートローン極度額、当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,200百万円	借入実行額	△5,200百万円	融資未実行残高	一百万円	限度借入契約総額	19,499百万円	営業貸付金残高	△18,710百万円	融資未実行残高	788百万円
シンジケートローン極度額、当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500百万円																								
借入実行額	△3,500百万円																								
融資未実行残高	一百万円																								
限度借入契約総額	17,974百万円																								
営業貸付金残高	△17,520百万円																								
融資未実行残高	453百万円																								
シンジケートローン極度額、当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,200百万円																								
借入実行額	△5,200百万円																								
融資未実行残高	一百万円																								
限度借入契約総額	19,499百万円																								
営業貸付金残高	△18,710百万円																								
融資未実行残高	788百万円																								

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

		当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1	販売費及び一般管理費の主なもの	
(1)	貸倒引当金繰入額	432百万円
(2)	債務保証損失引当金繰入額	738
(3)	減価償却費	186
(4)	給与手当	1,037
(5)	賞与引当金繰入額	223
(6)	租税公課	203
(7)	賃借料	403
(8)	支払手数料	235

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

		当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	現金及び預金勘定	10,748百万円
	預入期間3カ月超の定期預金	△550百万円
	担保に供しているため、引出が制限されている預金	△2,638百万円
	現金及び現金同等物	<u>7,560百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	245,894

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	6,280

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	8,750	—
連結子会社	—	—	101
合計		8,750	101

(注) 目的となる株式の数は、権利可能行使数を記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高(貸主側)が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。

(貸主側)

1 リース物件の取得価額、減価償却累計額及び四半期末残高

	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	四半期末残高 (百万円)
機械及び装置	473	240	233
器具備品	3,726	1,835	1,890
ソフトウェア	717	331	386
その他	63	35	27
計	4,981	2,443	2,538

2 未経過リース料四半期末残高相当額

1年内	1,090百万円
1年超	1,696百万円
合計	2,787百万円

3 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額  
(四半期連結累計期間)

受取リース料	368百万円
減価償却費	266百万円
受取利息相当額	100百万円

4 利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	2,785	2,203	△581
計	2,785	2,203	△581

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	総合金融サービス事業 (百万円)	債権管理回収事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に対する営業収益	5,424	5,626	1,150	48	12,249	—	12,249
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	192	—	—	0	193	(193)	—
計	5,617	5,626	1,150	48	12,443	(193)	12,249
営業利益又は営業損失(△)	△206	734	651	△55	1,124	(95)	1,028

(注) 1 事業の区分の方法

事業の区分は、事業の種類・性質及び営業取引の類似性を考慮して区分したものであります。

2 各事業区分の主な内容

- (1) 総合金融サービス事業・・・消費者及び事業者を対象とした各種ローン、リース等の提供及び保証並びに証券事業
- (2) 債権管理回収事業・・・特定金銭債権の管理、回収、買取及び投資
- (3) 不動産事業・・・不動産売買、不動産開発、アセットマネジメント
- (4) その他の事業・・・事業者支援事業、保険代理事業等

- 3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、総合金融サービス事業を行う提出会社及び連結子会社におきましては、従来、借入等に係る金融費用を、当該借入等の目的が明らかに営業取引に対応していない場合を除き、営業費用として計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、総資産を総合金融サービス事業に係る営業資産とそれ以外の資産に区分し、当該資産残高を基準として、営業資産に対応する金融費用を営業費用に、それ以外の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ「総合金融サービス事業」において「営業費用」が260百万円減少し、「営業利益」が同額増加しております。

- 4 配賦不能営業費用はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
224円38銭	228円89銭

(注) 1株当たり純資産の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	57,736	58,763
普通株式に係る純資産額(百万円)	53,765	54,847
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	101	102
少数株主持分	3,870	3,814
普通株式の発行済株式数(千株)	245,894	245,894
普通株式の自己株式数(千株)	6,280	6,276
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	239,613	239,617

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益	2円29銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	549
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	549
普通株主に帰属しない金額の内訳(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	239,615
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
平成20年5月23日開催の取締役会及び平成20年6月24日開催の株主総会において承認された合併契約に基づき、平成20年7月1日に連結子会社であるN I S不動産株式会社を吸収合併いたしました。	
(1) 結合当事企業及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引目的を含む取引の概要	
結合当事企業の名称及びその事業の内容	
結合企業 名称	N I Sグループ株式会社
事業の内容	事業者向ローン事業、消費者向ローン事業、信用保証事業
被結合企業 名称	N I S不動産株式会社
事業の内容	不動産売買、不動産開発、アセットマネジメント
企業結合の法的形式	
	N I Sグループ株式会社を吸収合併存続会社、N I S不動産株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併。
結合後企業の名称	
	N I Sグループ株式会社
取引の目的を含む取引の概要	
	N I S不動産株式会社は、日本国内の不動産に対するプリンシパル・インベストメント事業を展開しており、当社グループが注力している不動産関連事業の中心的企業であります。本合併は、グループ再編による一層の経営効率化を図るものであります。
(2) 実施する会計処理の概要	
「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。	

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月13日

N I S グループ株式会社  
取締役会 御中

## 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高 瀬 敬 介 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているN I S グループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、N I S グループ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

- 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は、金融費用を営業費用と営業外費用に区分する基準の変更を行っている。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成20年5月23日開催の取締役会及び平成20年6月24日開催の株主総会において承認された合併契約に基づき、平成20年7月1日に連結子会社であるN I S 不動産株式会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【会社名】 N I S グループ株式会社

【英訳名】 NIS GROUP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者 寄 岡 邦 彦

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役兼執行役員企画管理本部長 野 尻 明 裕

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記東京本社  
において行っております。)

【縦覧に供する場所】 N I S グループ株式会社東京本社  
(東京都新宿区西新宿1丁目6番1号)  
N I S グループ株式会社調査部  
(埼玉県川口市本町4丁目1番8号)  
N I S グループ株式会社営業統括第二部名古屋営業第一課  
(名古屋市中区錦1丁目20番25号)  
N I S グループ株式会社営業統括第二部大阪営業第一課  
(大阪府中央区南船場3丁目4番26号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兼最高経営責任者寄岡邦彦及び当社最高財務責任者野尻明裕は、当社の第50期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

